

令和3年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する
支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果
(岩手県の状況)

令和4年12月

保健福祉部長寿社会課

調査の概要	1
-------	---

調査結果

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応状況等について	3
-------------------------------	---

- (1) 相談・通報件数
- (2) 相談・通報者
- (3) 事実確認の状況及び結果
- (4) 虐待事例の概要
- (5) 虐待事例への対応
- (6) 特定できた被虐待高齢者の状況
- (7) 虐待の種別・類型
- (8) 特定できた虐待者の状況

2 養護者による高齢者虐待の対応状況等について	10
-------------------------	----

- (1) 相談・通報件数
- (2) 相談・通報者
- (3) 事実確認の状況及び結果
- (4) 事実確認調査の結果
- (5) 令和3年度に認定された虐待の内容
- (6) 令和3年度に認定された虐待における被虐待高齢者の状況
- (7) 虐待への対応策
- (8) 調査対象年度末日での状況

3 虐待等による死亡事例の状況について	16
---------------------	----

4 市町村における高齢者虐待防止に関する体制整備等の状況について	17
----------------------------------	----

調査の概要

【調査の目的】

令和3年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

「令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査等への御協力について（令和4年5月30日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）」に基づき、県内33市町村に令和3年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例及び令和3年度以前に相談・通報があり、令和3年度において事実確認や対応を行った事例について調査を行った。

【関係法令等】

1 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成18年4月1日施行）

第25条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

2 用語の定義

・「高齢者虐待」とは、①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待をいう。

・「養護者」とは、高齢者を現に養護する者で養介護施設従事者等以外の者をいう。

・「養介護施設従事者等」とは、養介護施設（特別養護老人ホーム等）又は養介護事業（居宅介護支援事業所等）の業務に従事する者をいう。

【用語解説】

1 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

（殴る、蹴る、ベッドに縛るなど）

2 介護等の放棄（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待又は介護等の放棄に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

（入浴させない、食事を与えない、必要な介護サービス等を受けさせないなど）

3 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（怒鳴る、人前で恥をかかせる、無視するなど）

4 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

（わいせつな行為の強要、懲罰的に裸で放置するなど）

5 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(生活費を渡さない、勝手に年金や財産を使うなど)

【留意事項】

構成割合(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

調 査 結 果

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応状況等について

(1) 相談・通報件数（表 1）

県及び市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は 18 件であった。前年度と比較し 10 件（125%）増加した。

表 1 相談・通報件数

	令和3年度	令和2年度	増 減
市町村が受理した件数	18 件	8 件	10 件（125%）
県が受理した件数	0 件	0 件	0 件（0%）
合計	18 件	8 件	10 件（125%）

(2) 相談・通報者（表 2）

「当該施設職員」が 8 件と最も多く、次いで「施設・事業所の管理者」6 件などとなっている。

表 2 相談・通報者（複数回答）

件	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者（医師含む）	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター	県から連絡	警察	その他	合計
	0	2	8	0	6	0	1	0	0	3	0	2	22

(3) 事実確認の状況及び結果（表 3、表 4）

ア 事実確認の実施状況（表 3）

相談・通報件数 18 件（前年度通報・相談があったものを含む）のうち、16 件の事実確認調査が行われた。

表 3 事実確認の実施状況

事実確認の状況		件 数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例		16	88.9
	事実が認められた	4	22.2
	事実が認められなかった	7	38.9
	判断に至らなかった	5	27.8
事実確認調査を行っていない事例		2	11.1
	虐待ではなく調査不要と判断した	0	0.0
	調査を予定している又は検討中の事例	2	11.1
	都道府県へ調査を依頼	0	0.0
	その他	0	0.0
合 計		18	—

イ 市町村から都道府県への報告状況（表4）

虐待の事実が認められた事例は4件であり、全て市町村から都道府県へ報告があった。令和2年度は3件であり、1件増加した。

表4 県への報告状況

市町村から都道府県への報告状況		件数
虐待の事実が認められた事例		4
都道府県と共同して事実確認を行う必要がある事例		0
	市町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼	0
	市町村単独で事実確認調査ができず、都道府県に調査を依頼	0

(4) 虐待事例の概要（表5～表8）

ア 虐待があった施設・事業所のサービス種別（表5）

虐待があったのは、特別養護老人ホーム3件、養護老人ホーム1件であった。

表5 サービス種別

	特別 養護 老人 ホーム	介護老人 保健施設	認知症 対応型 共同生活 介護	有料老人 ホーム	養護老人 ホーム	短期入所 施設	訪問 介護等	通所 介護等	居宅介護 支援等	合 計
件数	3	0	0	0	1	0	0	0	0	4
構成割合 (%)	75.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—

イ 虐待対応ケース会議での発生要因の分析（表6）

表6 発生要因（複数回答）※単位：件

運営法人（経営層） の課題	経営層の倫理観・理念の欠如	0
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	2
	経営層の現場の実態の理解不足	1
	業務環境変化への対応取組が不十分	0
	不安定な経営状態	0
	その他	0
組織運営上の課題	介護方針の不適切さ	0
	高齢者へのアセスメントが不十分	0
	チームケア体制・連携体制が不十分	2
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	1
	事故や苦情対応の体制が不十分	0
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	0
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	0
	職員の指導管理体制が不十分	2
	職員研修の機会や体制が不十分	1
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	0
	職員が相談できる体制が不十分	1
	その他	0
虐待を行った職員 の課題	職員の倫理観・理念の欠如	0
	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	3
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	1
	職員の業務負担の大きさ	0
	職員のストレス・感情コントロール	3
	職員の性格や資質の問題	3
	待遇への不満	0
	その他	0
被虐待高齢者の状況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	2
	認知症によるBPSD（行動・心理症状）がある	3
	医療依存度が高い	0
	意思表示が困難	2
	職員に暴力・暴言を行う	1
	他の利用者とのトラブルが多い	0
	その他（感情に波があり、度々介護拒否が見られる。）	1

ウ 事実確認時における当該施設の虐待防止に関する取組み（表7）

表7 当該施設の虐待防止に関する取組み

	件数
管理者の虐待防止に関する研修の受講あり	0
職員に対する虐待防止に関する研修の実施あり	3
虐待防止委員会の設置あり	3

エ 被虐待者・虐待者の特定（表8）

※ 虐待者及び被虐待者が複数の事例があり、不特定多数の場合、一部でも特定できている場合を含む。

表8 被虐待者・虐待者の特定

	件数
被虐待者・虐待者共に特定できている	4
被虐待者は特定できている	0
虐待者は特定できている	0
共に不明	0

(5) 虐待事例への対応（表9～表12）

ア 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応（表9）

表9 具体的な対応（複数回答）

	市町村が実施（件数）	都道府県が実施（件数）
施設等に対する指導	4	1
改善計画提出依頼	1	0
従事者等への注意・指導	4	1

イ 介護保険法の規定に基づく権限の行使

介護保険法の規定による権限の行使（※）として実施したものは2件（報告徴収、質問、立入検査）であった。

※ 報告徴収、立入検査、改善勧告、改善命令、指定取消等

ウ 老人福祉法の規定に基づく権限の行使

老人福祉法の規定による権限の行使（※）として実施したものは0件であった。

※ 報告徴収、立入調査、改善命令、事業の制限・停止・廃止、認可取消等

エ 市町村・都道府県の対応に対して当該施設で行われた措置（表10）

表10 措置（複数回答）

	件数
施設等からの改善計画の提出	0
老人福祉法、介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応	0
その他（内容：事実確認・調査時に改善方法等を確認し、その後、再度実地にて聞き取り調査。）	2

オ 改善取組のモニタリング（表11）

表11 モニタリング

	件数
施設訪問による確認	3
施設からの報告	1
その他	0

カ 調査対象年度末日での状況（表 12）

表 12 令和3年度末日の状況

	対応継続	終結	計
件数	0	4	4
構成割合 (%)	0.0	100.0	—

(6) 特定できた被虐待高齢者の状況（表 13～表 17）

ア 性別（表 13）

表 13 性別

	男	女	合計
人数	1	5	6
構成割合 (%)	16.7	83.3	—

イ 年齢階級（表 14）

表 14 年齢階級

	70歳未満	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95歳以上	合計
人数	0	1	1	1	2	0	1	6
構成割合 (%)	0.0	16.7	16.7	16.7	33.3	0.0	16.7	—

ウ 要介護度及び日常生活自立度（認知症・障害）（表 15～17）

表 15 要介護認定者の要介護度

	人数	構成割合 (%)
自立	0	0.0
要支援1	0	0.0
要支援2	0	0.0
要介護1	0	0.0
要介護2	0	0.0
要介護3	2	33.3
要介護4	2	33.3
要介護5	2	33.3
不明	0	0.0
合計	6	—
要介護3以上〔再掲〕	6	100.0

表 16 認知症日常生活自立度

	人数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	0	0.0
自立度Ⅰ	0	0.0
自立度Ⅱ	2	33.3
自立度Ⅲ	2	33.3
自立度Ⅳ	2	33.3
自立度M	0	0.0
認知症はあるが自立度不明	0	0.0
認知症の有無が不明	0	0.0
合計	6	—
自立度Ⅱ以上〔※〕〔再掲〕	6	100.0

※ 自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、M、認知症はあるが自立度不明の人数の合計

【参考】認知症高齢者の日常生活自立度

自立度Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。

自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

自立度Ⅲ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。

自立度Ⅳ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。

自立度M：著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

表17 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

ランク	人数	構成割合(%)
自立	0	0.0
J	0	0.0
A	2	33.3
B	3	50.0
C	0	0.0
不明	1	16.7
合計	6	—
A以上〔再掲〕	5	83.3

【参考】障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

ランクJ〔生活自立〕：何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており自力で外出する

1. 交通機関等を利用して外出する
2. 隣近所へなら外出する

ランクA〔準寝たきり〕：屋外での生活は概ね自立しているが、介護なしには外出しない

1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する
2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている

ランクB〔寝たきり〕：屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドの上での生活が主体であるが、座位を保つ

1. 車いすに移乗し、食事、排せつはベッドから離れて行う
2. 介助により車椅子に移乗する

ランクC〔寝たきり〕：1日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替えにおいて介助を要する

1. 自力で寝返りをうつ
2. 自力では寝返りもうてない

(7) 虐待の種別・類型（表18、表19）

ア 虐待の種別・類型

表18 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	被虐待高齢者数	虐待に該当する身体拘束
人数	6	0	0	0	0	6	6	0
構成割合(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—

※ 1人の被虐待高齢者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者数と一致しない場合がある。

※ 構成割合は、被虐待高齢者数に対するもの。

イ 虐待の深刻度（表 19）

表 19 虐待の深刻度

	4（最重度）	3（重度）	2（中度）	1（軽度）	合計
人 数	0	0	0	5	5
構成割合(%)	0	0	0	100.0	—

※ 複数の職員により虐待の深刻度を判断した場合のみ計上されるため、合計人数は被虐待高齢者数と一致しない場合がある。

【参考】深刻度

- 4（最重度） 権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。
- 3（重度） 権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている。生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
- 2（中度） 権利侵害行為が繰り返されている。高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
- 1（軽度） 医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。

(8) 特定できた虐待者の状況（表 20～表 22）

ア 年齢階級（表 20）

表 20 年齢階級

	30 歳未満	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不明	合計
人 数	0	3	1	0	0	0	4
構成割合(%)	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	—

イ 職名又は職種（表 21）

表 21 職名又は職種

	介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他・不明	合計
人数	3	0	0	0	0	1	4
構成割合(%)	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	—

ウ 性別（表 22）

表 22 性別

	男	女	不明	合計
人数	2	2	0	4
構成割合(%)	50.0	50.0	0.0	—

2 養護者による高齢者虐待の対応状況等について

(1) 相談・通報件数（表 23）

市町村が受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は 339 件であった。前年度と比較し 8 件（2％）減少した。

表 23 相談・通報件数

	令和3年度	令和2年度	増減(%)
件数	339件	347件	▲8件(▲2%)

(2) 相談・通報者（表 24）

相談・通報者については、「介護支援専門員」が 107 人と最も多く、次いで「警察」が 98 人などとなっている。

表 24 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明（匿名含む）	合計
人数	107	20	17	9	10	16	30	1	17	98	24	0	349
構成割合(%)	30.7	5.7	4.9	2.6	2.9	4.6	8.6	0.3	4.9	28.1	6.9	0.0	—

(3) 事実確認の状況及び結果（表 25）

相談・通報件数 342 件（前年度通報・相談があったものを含む）のうち、331 件の事実確認調査が行われた。

表 25 事実確認の実施状況

※ かつこ内は令和3年度に事実確認を行った事例のうち、前年度以前に相談・通報を受け付けたもの。

事実確認の状況	件数	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例	331 (3)	96.8
立入調査以外の方法により調査を行った事例	327 (3)	95.6
訪問調査を行った事例	252 (3)	73.7
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	75 (0)	21.9
立入調査により調査を行った事例	4 (0)	1.2
警察が同行した事例	4 (0)	1.2
援助要請をしなかった事例	0 (0)	0.0
事実確認調査を行っていない事例	11 (0)	3.2
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	9 (0)	2.6
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	2 (0)	0.6
合計	342 (3)	—

(4) 事実確認調査の結果（表 26）

事実確認調査を行った結果、虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下「虐待判断事例」という。）は、175 件であった。令和 2 年度は 172 件であり、3 件増加した。

表 26 事実確認調査の結果

事実確認調査の結果	件数	構成割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	175	52.9
虐待ではないと判断した事例	128	38.7
虐待の判断に至らなかった事例	28	8.5
合計	331	—

(5) 令和 3 年度に認定された虐待の内容（表 27、表 28）

ア 虐待の種別（表 27）

虐待の種類は「身体的虐待」が 111 人と最も多く、次いで「心理的虐待」が 75 人などとなっている。

表 27 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計	被虐待 高齢者数
人数	111	40	75	0	42	268	180
構成割合 (%)	61.7	22.2	41.7	0.0	23.3	—	—

※ 1 人の被虐待高齢者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者数と一致しない場合がある。

※ 構成割合は、被虐待高齢者数に対するもの。

【参考 虐待の具体的な内容】

種別・類型	内容
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力的行為 ・強制的行為・乱暴な扱い ・身体の拘束 ・威嚇 ・その他（身体的虐待）
介護・世話の放棄・放任 （ネグレクト）	<ul style="list-style-type: none"> ・希望・必要とする医療サービスの制限 ・希望・必要とする介護サービスの制限 ・生活援助全般を行わない ・水分・食事摂取の放任 ・排泄介助放棄 ・劣悪な住環境で生活させる ・介護者が不在の場合がある ・その他（ネグレクト＝介護・世話の放棄・放任）

心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・暴言・威圧・侮辱・脅迫 ・無視・訴えの否定や拒否 ・嫌がらせ ・その他（心理的虐待）
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・年金の取り上げ・預貯金の取り上げ ・必要な費用の不払い ・日常的な金銭を渡さない・使わせない ・預貯金・カード等の不当な使い込み ・その他（経済的虐待）

イ 虐待の深刻度（表 28）

表 28 虐待の程度の深刻度

	4（最重度）	3（重度）	2（中度）	1（軽度）	合計
人数	5	15	42	61	123
構成割合(%)	4.1	12.2	34.1	49.6	—

※ 複数の職員により虐待の深刻度を判断した場合のみ計上されるため、合計人数は被虐待高齢者数と一致しない場合がある。

(6) 令和3年度に認定された虐待における被虐待高齢者の状況（表 29～表 39）

ア 性別及び年齢（表 29、表 30）

表 29 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	合計
人数	49	131	180
構成割合(%)	27.2	72.8	—

表 30 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	15	14	29	37	50	35	0	180
構成割合(%)	8.3	7.8	16.1	20.6	27.8	19.4	0.0	—

イ 要介護認定者数（表 31）

表 31 被虐待高齢者の要介護認定状況

	人数	構成割合(%)
未申請	31	17.2
申請中	11	6.1
認定済み	137	76.1
認定非該当（自立）	1	0.6
不明	0	0.0
合計	180	—

ウ 要介護度及び認知症日常生活自立度（表 32、表 33）

表 32 要介護認定者の要介護度

	人数	構成割合(%)
要支援1	10	7.3
要支援2	11	8.0
要介護1	36	26.3
要介護2	31	22.6
要介護3	23	16.8
要介護4	19	13.9
要介護5	7	5.1
不明	0	0.0
合計	137	—
要介護3以上〔再掲〕	49	35.8

表 33 認知症日常生活自立度

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	13	9.5
自立度Ⅰ	28	20.4
自立度Ⅱ	49	35.8
自立度Ⅲ	38	27.7
自立度Ⅳ	7	5.1
自立度M	0	0.0
認知症はあるが自立度不明	2	1.5
認知症の有無が不明	0	0.0
合計	137	—
自立度Ⅱ以上〔※〕〔再掲〕	96	70.1

※ 自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、M、認知症はあるが自立度不明の人数合計

エ 要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度及び介護保険サービスの利用状況（表 34、表 35）

表 34 日常生活自立度（寝たきり度）

ランク	人数	構成割合(%)
自立	5	3.6
J	32	23.4
A	69	50.4
B	22	16.1
C	7	5.1
不明	2	1.5
合計	137	—
A以上〔再掲〕	98	71.5

表 35 介護サービスの利用状況

	人数	構成割合(%)
介護サービスを受けている	106	77.4
過去受けていたが判断時点では受けていない	11	8.0
過去も受けていない	20	14.6
合計	137	—

オ 虐待者との同居・別居の状況（表 36）

表 36 被虐待高齢者と虐待者の同居の有無

	虐待者とのみ同居	虐待者及び 他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	76	76	26	2	0	180
構成割合(%)	42.2	42.2	14.4	1.1	0.0	—

カ 家族形態（表 37）

表 37 家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子(※)と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他①	その他②	その他③	合計
人数	17	26	49	27	25	23	1	12	180
構成割合(%)	9.4	14.4	27.2	15.0	13.9	12.8	0.6	6.7	—

※「未婚の子」とは、配偶者がいたことがない子を指す。

その他①…その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）

その他②…非親族と同居（二人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯）

その他③…その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院、他の選択肢に該当しない場合）

キ 虐待者との関係（表 38）

1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 175 件に対し虐待者の人数は 192 人であった。

表 38 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	合計
人数	29	14	78	37	10	1	6	10	7	192
構成割合(%)	15.1	7.3	40.6	19.3	5.2	0.5	3.1	5.2	3.6	—

ク 虐待者の年齢（表 39）

表 39 虐待者の年齢（被虐待者数ごとのカウントのため延べ人数）

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1	6	7	25	53	25	16	19	9	14	8	4	5	192
構成割合(%)	0.5	3.1	3.6	13.0	27.6	13.0	8.3	9.9	4.7	7.3	4.2	2.1	2.6	—

(7) 虐待への対応策（表 40～表 43）

ア 分離の有無（表 40）

表 40 虐待への対応策としての分離の有無

分離の有無	人数	構成割合 (%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	71	27.7
被虐待者と虐待者を分離していない事例	67	26.2
現在対応について検討・調整中の事例	3	1.2
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院入所等）	39	15.2
その他	76	29.7
合計	256	—

※ 前年度以前に相談・通報を受け付けたものを含むため、合計人数が被虐待高齢者数と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応（表 41）

表 41 分離を行った事例の内訳

分離を行った事例	人数	構成割合 (%)	面会制限を行った事例（再掲）
契約による介護保険サービスの利用	21	29.6	4
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	19	26.8	8
緊急一時保護	3	4.2	0
医療機関への一時入院	7	9.9	0
上記以外の住まい・施設等の利用	17	23.9	9
虐待者を分離（転居等）	3	4.2	2
その他	1	1.4	1
合計	71	—	24

ウ 分離していない事例における対応（表 42）

表 42 分離していない事例に対する対応内容（複数回答）

分離をしていない事例		人数	構成割合 (%)
経過観察（見守り）		15	22.4
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	48	71.6
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	0	0.0
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	6	9.0
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	22	32.8
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	3	4.5
その他		14	20.9
合計（累計）		108	—
合計（人数）		67	—

工 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況（表 43）

表 43 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況

成年後見制度の利用状況		人数
成年後見制度利用開始済		9
成年後見制度利用手続き中		7
〔再掲〕	市町村長申立あり	11
	市町村長申立なし	4

日常生活自立支援事業利用状況	人数
日常生活自立支援事業利用開始	0

(8) 調査対象年度末日での状況（表 44）

表 44 対応状況の種類

	人数	構成割合 (%)
対応継続	95	37.1
終結	161	62.9
合 計	256	—

※ 前年度以前に相談・通報を受け付けたものを含むため、合計人数は被虐待高齢者数と一致しない。

※ 「対応継続」には、一定の対応を終了し経過観察を行っている事例を含む。

3 虐待等による死亡事例の状況について

令和3年度に把握した虐待等による死亡事例は、1件であった。

4 市町村における高齢者虐待防止に関する体制整備等の状況について（表 45）

令和3年度中の市町村における体制整備等に関する状況は、次のとおり。

表 45 市町村における体制整備等に関する状況

取 組 事 項	実施済 市町村 数	実施率 (%)	《参考》 令和2 年度 実施済 市町村数
対応の窓口となる部局の住民への周知	25	75.8	27
地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	17	51.5	19
講演会や市町村広報誌等による住民への啓発活動	16	48.5	16
居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知	21	63.6	22
介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知	18	54.5	20
独自の対応マニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	29	87.9	27
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	29	87.9	29
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	24	72.7	24
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	19	57.6	19
成年後見制度の市町村長申立の体制強化	29	87.9	30
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	30	90.9	24
警察署長への援助要請等に関する警察担当者との協議	23	69.7	21
老人福祉法の措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	31	93.9	28
高齢者虐待対応・擁護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	28	84.8	27
高齢者虐待対応・擁護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	17	51.5	18
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	30	90.9	31
日常生活に支障がありながら、必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	32	97.0	32
終結した虐待事案の事後検証について	17	51.5	15
養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）	4	12.1	—
介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認	6	18.2	—
指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	12	36.4	—
指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催	2	6.1	—
指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握（虐待防止委員会等）	11	33.3	—
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	20	60.6	—
養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有	24	72.7	—
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	9	27.3	—